

砺波市では、メンタルチェックも含めた産婦健康診査にかかる費用（概ね産後2週間と1か月の2回分）を助成しています。

なお、産婦健康診査とは産婦のみであり、お子さんの健診費用は含まれません。手続きと助成までの流れは、以下のとおりです。

＜県内で受診の場合＞

- ・受診票を提出し、健診を受ける。

※必ず受診票の裏面のアンケートを事前にご自宅で記入してから健診を受けてください。

※アンケート記載のない場合は自己負担となります。

※下記、上限額を越える場合には越えた分のみ自己負担となります。

また、対象は産婦のみでありお子さんの健診費用の助成は含まれません。

回数	健診名	金額
1回目	2週間健診	5,000円
2回目	1か月健診	

＜県外で受診の場合＞

① 県外医療機関で産婦健診受診

- ・医療機関において受診票を提示し、受診結果及び産婦健康診査に要した金額等を記入してもらってください。（保険診療分は含みませんので、ご注意ください。）
- ・健診料金を支払ってください。

② 助成金交付申請（健診料金償還払い）の手続き

- ・窓口は健康センターです。（受診から原則2か月以内に申請）

＜申請に必要なもの＞

- ・砺波市妊産婦健康診査費助成金交付申請書（兼請求書）
- ・砺波市産婦健康診査受診票
- ・医療機関の領収書及び明細書
- ・助成金の振込先口座がわかるもの（振込口座は本人名義のもの）

③ 口座振込み

- ・審査の上、助成の要件を満たしていると市長が認めるときは、指定された金融機関口座に助成金を振り込みます（金額に上限あり）。申請から1～2か月程度かかります。

※他市町村に住民票を移された場合は、この受診票は使用できません。転出先の市町村にお問合せください。

○問合せ先

砺波市健康センター 〒939-1395 砺波市新富町1番61号（市立砺波総合病院内） TEL 0763-32-7062 FAX 0763-32-7059

